

広島県教育委員会規則第八号

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十六日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会公舎管理規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会公舎管理規則(昭和三十九年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―3 (略)</p> <p>4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合を加算した割合をいう。その年中において、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1―3 (略)</p> <p>4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>5 (略)</p>

(広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公有財産管理規則(昭和四十年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各</p>

<p>4 (略)</p> <p>年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県教育委員会公舎管理規則附則第四項及び第二条の規定による改正後の広島県教育委員会公有財産管理規則附則第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞料について適用し、同日前の期間に対応する延滞料については、なお従前の例による。